

三重県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例（仮称）の制定について

1 条例制定の経緯

一時保護の委託先については、児童相談所長又は知事が「適当と認める者」への委託が可能な旨のみが児童福祉法に規定され、委託先の特段の基準等が設けられていないことから、その質の担保が課題となっていました。

こうしたことを踏まえ、令和7年4月に児童福祉法の改正が行われ、一時保護委託者の登録制度が創設されました。一時保護委託については、知事の登録を受けた者等に対してのみ行うことができることとされ、その登録については、都道府県が条例で定める基準に適合することが必要とされました。

また、都道府県は一時保護委託者の登録等に関する基準について、公布日から起算して1年6か月を超えない期間内に内閣府令で定める基準に従い又は参酌して、条例で定めなければならない旨が規定されました。

（参考）

【改正児童福祉法】

令和7年4月25日公布「児童福祉法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第29号）

【施行日】

公布の日から起算して1年6か月を超えない範囲において内閣府令で定める日

（令和8年10月1日）

【特例】

令和8年10月1日から1年（令和9年9月30日まで）を限度として内閣府令を条例とみなして登録基準が適用されます。

2 条例制定の考え方

条例では、内閣府令に定める「職員配置」、「設備の基準」、「一時保護の実施」などの基準を定めることとなりますが、一時保護委託者の質を確保するうえで内閣府令と異なる、あるいは、上回る基準を規定すべき特段の事情、特性はないと考えるため、内閣府令の基準を用いて制定することを基本とします。

この考えに沿って、別紙のとおり「三重県一時保護委託者の登録等に関する基準を定める条例（仮称）骨子案」を作成しました。

なお、令和8年10月から条例の施行日まで要綱において登録手続（手続と様式等）を定め、内閣府令に基づき審査することにより、登録事務を円滑に進めます。

【別紙】

三重県一時保護委託者の登録等に関する基準等を定める条例（仮称）骨子案

【内閣府令の見出し】	条例への委任方法	本県の考え方
(1) 趣旨	基準以外の規定	一時保護委託者の質を確保するうえで内閣府令と異なる、あるいは、上回る基準を規定すべき特段の事情、特性はないと考えるため、内閣府令の基準を用いる。
(2) 最低基準の目的等	基準以外の規定	
(3) 登録一時保護委託者の一般原則 ○児童の権利への配慮と人格の尊重 ○児童の国籍、信条等による差別的な取扱いの禁止 ○一時保護の目的を達成するための必要な設備の設置	基準以外の規定	
(4) 児童の権利の制限 ○正当な理由のない児童の権利の制限の禁止 ○児童の権利を制限する場合の理由の説明と児童の理解	従うべき基準	
(5) 児童の行動の制限 ○施設等による児童の行動を制限の禁止	従うべき基準	
(6) 虐待等の禁止	従うべき基準	
(7) 児童対象性暴力等の防止 ○犯罪事実確認などの必要な措置	従うべき基準	
(8) 非常災害対策 ○消火用具、非常口など必要な設備の設置 ○非常災害に対する具体的計画の作成と注意と訓練 ○少なくとも毎月一回の訓練の実施	参酌すべき基準	
(9) 自動車を運行する場合の所在の確認	従うべき基準	
(10) 児童の権利擁護 ○児童の意見又は意向を尊重した支援体制	従うべき基準	
(11) 児童の所持品等 ○合理的な理由のない児童の所持品の持込制限の禁止 ○児童に対して、持込禁止の理由の説明と児童の理解 ○紛失、盗難、き損等が生じないような設備への保管	参酌すべき基準	
(12) 設備の基準（居室等設置、プライバシー保護）	従うべき基準	
(12) 設備の基準（居室や浴室・トイレの男女別等）	参酌すべき基準	
(13) 登録一時保護委託者における職員の一般的要件 ○健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備える者 ○児童福祉事業に熱意のある者 ○できる限り児童福祉事業の理論及び実際についての訓練	従うべき基準	
(14) 夜間の職員配置 ○夜間、少なくとも職員一人以上を置く体制の整備	参酌すべき基準	
(15) 他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準	従うべき基準	
(16) 衛生管理等 ○食器等又は飲用に供する水の衛生的な管理 ○感染症又は食中毒を発生・まん延させない努力 ○児童の清潔の維持 ○清潔な衣服の提供 ○必要な医薬品の常備と適正管理	参酌すべき基準	

(17) 食事 ○栄養及び児童の身体的状況の考慮 ○健康な生活の基本としての食を営む力の育成	従うべき基準	
(18) 入所した児童及び職員の健康状態の把握等 ○医師又は歯科医師による診察 ○健康状態を把握した医師又は歯科医師による記録の作成 ○調理を行う職員の健康状態の把握	参酌すべき基準	
(19) 養護 ○児童の安定した生活環境の整備 ○児童の心身の健やかな成長への支援	参酌すべき基準	
(20) 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等 ○児童が適切な教育を受けられるよう通学の支援等	従うべき基準	
(20) 生活支援、教育及び親子関係再構築支援等 ○児童の自主性の尊重と基本的生活習慣の確立 ○児童の適性、能力等に応じた学習のための支援体制 ○児童の家庭の状況に応じた親子関係の再構築等の支援体制 ○一時保護の解除後の必要な協力体制	参酌すべき基準	
(21) 登録一時保護委託者内部の規程 ○入所児童の支援や施設管理の重要事項に関する規程の整備	参酌すべき基準	
(22) 登録一時保護委託者における記録 ○入所児童の処遇状況の情報提示を求められた場合の記録の整備	参酌すべき基準	
(23) 秘密保持等	従うべき基準	
(24) 苦情への対応 ○県による児童や保護者からの苦情対応のための窓口設置等	基準以外の規定	

【備考】法令で異なるものを定めることの許容の程度

- ・「従うべき基準」とは、必ず適合しなければならない基準である。

法令の「従うべき基準」と異なる内容を定めることは許容されないが、当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。

- ・「参酌すべき基準」とは、十分参照しなければならない基準である。

法令の「参酌すべき基準」を十分参照した結果であれば、地域の実情に応じて、異なる内容を定めることは許容される。